

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

策定： 令和7年 12月 10日

変更： 年 月 日

都道府県名 神奈川県

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

本県の農業は、農家一戸あたりの耕地面積は全国平均に比べて小さいながら、野菜や花きを中心に高い技術力を生かして農地を高度に利用した土地生産性の高い経営が行われ、県民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、生活にうるおいを与える緑の空間を提供するほか、洪水調整などの多面的な役割を果たしている。一方、農業の担い手の減少や高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める65歳以上の割合が過半数を占めるとともに、荒廃農地の面積も増加しつつあり、担い手の育成・確保などが課題となっている。

このため、本県の農業について、①かながわ農業活性化指針、②農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、③神奈川県水田収益力強化ビジョン、④神奈川県果樹農業振興計画、⑤神奈川県花き振興計画、⑥神奈川県茶業振興計画との整合を図りつつ、横浜・川崎地域、三浦半島地域、湘南地域、県央地域及び県西地域の営農戦略に基づいて地域の生産基盤の強化を図りながら、担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援することとする。

2 基本方針

作物名	
水稻（米）	○作付面積又は販売額の増加（維持）のための、以下の取組等を支援
野菜 (施設野菜、露地野菜、野菜苗)	①農業用ハウスの再整備・改修 ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修 ・再整備・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入 ②果樹園等の再整備・改修 ・果樹等の改植等 ・樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修 ・作業道の導入・改良 ③農業機械の再整備・改良・生産機能を継承するために必要な農業機械の導入・リース導入 ・作業性、安全性、操作性、効率性改善のための改良 ④生産装置の継承・強化に向けた取組 ・後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理
果樹	
花き	
茶	

	<ul style="list-style-type: none"> ・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組 ・再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組 <p>⑤生産技術の継承・普及に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理、労務管理等の実証 ・技術継承、普及のための研修等による人材育成 ・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催
--	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

本実施方針 I（収益性向上対策）の3（本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制）と同じ

4 取組要件

（1）基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜 (施設野菜、露地野菜、野菜苗) 果樹 花き(花苗含む) 茶	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱別記2の別紙2のIの1の要件等を満たす取組を事業対象とする ○補助対象機械及び資材 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等と整合させつつ、交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹 茶	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。 ○果樹等の改植等を行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県果樹農業振興計画において振興方向を位置付けられた品目を対象とする。 ・対象品種は、県内の各産地協議会の果樹産地構造改革計画において、生産を振興する品種と位置付けられたものとす

	る。 (選定理由 : 各産地において、必要と判断された品種であるため)
--	-------------------------------------

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稻(米)	○取組要件
野菜 (施設野菜、露地野菜、野菜苗)	交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○補助対象機械及び資材 交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。
果樹	
花き(花苗含む)	
茶	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻(米)	○取組要件
野菜 (施設野菜、露地野菜、野菜苗)	交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。
果樹	
花き(花苗含む)	
茶	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻（米） 野菜 (施設野菜、露地野 菜、野菜苗) 果樹 花き(花苗含む) 茶	<ul style="list-style-type: none">○取組要件 交付等要綱別記2別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。○補助対象機械及び資材 交付等要綱別記2別紙2の内容に沿い、事業目的に資する機械及び資材を対象とする。<ul style="list-style-type: none">・技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたものとする。○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容<ul style="list-style-type: none">・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）、農業機械の取扱技術の習得や関係法令の知識の習得等が可能な研修会等を開催する。

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

本実施方針I（収益性向上対策）の5（取組内容及び対象経費等の確認方法）と同じ

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

取組主体数=ポイントとし、ポイントの最も高い事業計画を優先し予算の範囲内で採択する。
ポイントが同数の場合は、現状に対する目標面積の増加率の最も高い事業計画を優先するものとする。

7 取組主体助成金の交付方法

本実施方針I（収益性向上対策）の6（取組主体助成金の交付方法）と同じ

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

本実施方針I（収益性向上対策）の7（事業実施に当たっての取組主体に対する条件）と同じ

9 その他

--